

第1章

教育委員会の活動状況等

1 教育委員会の会議等の開催状況

幕別町教育委員会の会議は原則として公開で、おおむね月に1回開催している。

この会議においては、4名の幕別町教育委員会委員が学校その他の教育機関の設置、管理等に関すること、教育委員会及び学校の職員の任免に関する事など、教育委員会が所管する教育に関する様々な議題について審議している。

令和2年度は14回の会議を開催した。

- (1) 令和2年第5回会議 [令和2年4月24日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第7号 専決処分した事件の承認について
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)
 - 議案第35号 幕別町学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第36号 幕別町スポーツ推進委員の委嘱について
 - 議案第37号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (2) 令和2年第6回会議 [令和2年5月28日(木) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 議案第38号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 - 議案第39号 幕別町教育支援委員会専門部委員の委嘱について
 - 議案第40号 幕別町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第41号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について
 - 議案第42号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第43号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員の代理人の指定について
 - 議案第44号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (3) 令和2年第7回会議 [令和2年6月29日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第8号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の推薦について)
 - 承認第9号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員の委嘱について)
 - 報告第8号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - 議案第45号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について
 - 議案第46号 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則
 - 議案第47号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (4) 令和2年第8回会議 [令和2年7月27日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第10号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
 - 報告第9号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - 議案第48号 幕別町子育て世帯応援給付金支給要綱
 - 議案第49号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
 - 議案第50号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
 - 議案第51号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (5) 令和2年第9回会議 [令和2年8月28日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
- 議案第52号 幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について
- 議案第53号 幕別町立学校職員に係るセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針の策定について
- 議案第54号 幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の策定について
- 議案第55号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第56号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について
- 議案第57号 令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第58号 令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第59号 令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- 議案第60号 令和元年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について
- 議案第61号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (6) 令和2年第10回会議 [令和2年9月28日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
- 承認第11号 専決処分した事件の承認について
(幕別町教育委員会事務局職員の任命について)
- 報告第10号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 報告第11号 幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について
- 議案第62号 幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱
- 議案第63号 給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方について (諮問)
- 議案第64号 幕別町教育委員会事務局職員の任命について
- 議案第65号 教職員の事故に係る処分の内申について
- 議案第66号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (7) 令和2年第11回会議 [令和2年10月28日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- 議案第67号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第68号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (8) 令和2年第12回会議 [令和2年11月27日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
- 報告第12号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画について
- 報告第13号 幕別町立学校職員の懲戒処分について
- 報告第14号 給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方について (答申)
- 議案第69号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第70号 幕別町学校施設の長寿命化計画の策定について
- (9) 令和2年第13回 [令和2年12月16日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
- 報告第15号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 議案第71号 令和3年度幕別町一般会計予算の要求について
- 議案第72号 幕別町図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第73号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (10) 令和2年第14回 [令和2年12月23日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
議案第74号 幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (11) 令和3年第1回会議 [令和3年1月27日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
報告第1号 令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について
議案第1号 幕別町学校運営協議会委員の任命について
議案第2号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
議案第3号 令和3年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費の年度前支給の認定について
- (12) 令和3年第2回会議 [令和3年2月26日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
報告第2号 令和3年度幕別町一般会計予算の内示について
議案第4号 令和3年度教育行政執行方針について
議案第5号 第1期幕別町スポーツ推進計画の策定について
議案第6号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第7号 幕別町子育て世帯応援給付金支給要綱の一部を改正する要綱
議案第8号 幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
議案第9号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について
議案第10号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (13) 令和3年第3回会議 [令和3年3月8日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
報告第3号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
議案第11号 学校職員の解職の内申について
議案第12号 学校職員の解職の内申について
議案第13号 学校職員の解職の内申について
議案第14号 令和3年4月1日付け校長人事異動の内申について
議案第15号 令和3年4月1日付け教頭人事異動の内申について
議案第16号 令和3年4月1日付け一般職員人事異動の内申について
議案第17号 令和2年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について
- (14) 令和3年第4回会議 [令和3年3月24日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
報告第4号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
報告第5号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
議案第18号 学校給食における飲用牛乳の代替品の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱
議案第19号 令和3年4月1日付学校職員の任命について
議案第20号 幕別町教育委員会事務職員の任命について
議案第21号 教職員の事故に係る処分の内申について
議案第22号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

2 条例、規則等の制定、計画等の策定等の状況

(1) 教育関係条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する条例の制定改廃に関して、意見の申出を行い、次のとおり1件の条例が改正された。

① 幕別町就学支援資金条例の一部を改正する条例

～北海道の給付金制度との給付額の格差が大きくなったことに伴う、町の給付額等の所要の改正[令和3年2月26日公布/令和3年4月1日施行]

(2) 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務に関して、次のとおり2件の規則を改正・廃止した。

① 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則

～今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年になってから休業、離職、会社の倒産、売上の減少など、収入が著しく減少したことにより家計が急変し、経済的に就学が困難と認められる保護者に対し、今年度の収入状況等を勘案して修学支援資金の認定することに伴う、所要の改正[令和2年6月29日公布/令和2年6月29日施行]

② 幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

～給食材料費の高騰による給食費の額の増額改正に伴う、所要の改正[令和2年12月23日公布/令和3年4月1日施行]

(3) 規程、要綱等

① 幕別町子育て世帯応援給付金支給要綱

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高校生等の保護者等のうち、幕別町就学援助運用要綱に定める準要保護、幕別町修学支援資金を受けている保護者等及び北海道公立高校生等奨学給付金を受けている保護者等に対して、経済的負担を軽減するため、国の臨時交付金活用し児童・生徒1人当たり5万円を臨時的に支給することに伴う、所要の改正[令和2年7月27日公布/令和2年7月27日施行]

② 幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱

～各小中学校における修学旅行の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じる経費に対して、経済的負担を軽減するため本来の経費を上回る経費を補助することに伴う、所要の改正[令和2年9月28日公布/令和2年9月28日施行]

③ 幕別町子育て世帯応援給付金支給要綱

～新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定を改正することに伴う、所要の改正[令和3年2月26日公布/令和3年2月26日施行]

④ 幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱

～新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定を改正することに伴う、所要の改正[令和3年2月26日公布/令和3年2月26日施行]

⑤ 学校給食における飲用牛乳の代替品の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱

～食物アレルギーのため牛乳の飲用が困難な児童生徒に代替飲料として、新たな飲料を追加することに伴う、所要の改正[令和3年3月24日公布/令和3年4月1日施行]

3 教育委員会委員の主な活動状況

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町立学校の各種行事、各種表彰式へ出席するなどの活動を行っている。以下、教育長を除く委員の状況（教育委員会会議への出席を除く。）を記載する。

- 7月22日(月) 第1回総合教育会議(役場会議室) 小尾委員ほか3委員
- 10月1日(木) 幕別町開町記念式(町民会館) 小尾委員ほか3委員
- 11月16日(月) 市町村教育委員会新任委員研修会(教育委員会会議室) 岩谷委員
- 2月17日(水) 第2回総合教育会議(役場会議室) 小尾委員ほか3委員
- 3月20日(土) 文化・スポーツ賞表彰式(百年記念ホール) 小尾委員ほか3委員
- 3月31日(水) 退職校長辞令交付式(教育委員会会議室) 小尾委員ほか3委員

※入学式・体育祭・運動会・卒業式については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため欠席とした。

4 教育関係者の表彰

令和2年度幕別町文化賞、スポーツ賞等は、次のとおり表彰した。

(1) 被表彰者

1 文化賞	該当なし
2 スポーツ賞	3個人
3 文化奨励賞	8個人 1団体
4 スポーツ奨励賞	14個人 7団体

5 職員の懲戒処分の状況

(1) 幕別町教育委員会事務局職員の懲戒処分 該当なし

(2) 北海道教育委員会による学校職員の懲戒処分

県費負担教職員の任免その他の進退は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項の規定に基づき、県費負担教職員の服務の監督権者である市町村教育委員会の内申をまって任命権者である都道府県教育委員会が行うものとされており、令和2年度の幕別町立学校の教職員の懲戒処分の状況は次のとおりである。

① 懲戒処分(停職) 2校 2人

6 附属機関等の活動状況等

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等	
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数			活動内容	担当課係
まくべつ学園学校運営協議会 糠内学園学校運営協議会 さつない学園学校運営協議会 札内東学園学校運営協議会 ちゅうるい学園学校運営協議会 わかば幼稚園学校運営協議会	47名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 406,400円	学校及び幼稚園の教育目標、教育計画、学校等運営、地域との連携など広く学校等経営に関する事項について保護者や地域の方々との意見を交換しすることにより、地域や社会に「開かれた学校」づくりを一層推進する。 学校協議会別の開催回数 ・まくべつ学園 4回 ・糠内学園 2回 ・さつない学園 2回 ・札内東学園 3回 ・ちゅうるい学園1回 ・わかば幼稚園 2回	平成31年4月	無	学校教育法施行規則第49条 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。	学校教育課 学校教育係
幕別町教育支援委員会	22名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 104,000円	障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）に対して、適切な就学の支援を行う。	昭和55年10月	無	※参考 学校教育法施行令第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。））において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。	学校教育課 学校教育係
小中一貫教育・CS推進連絡会議	29名	※学校運営協議会と兼職の会長 5,700円 支出総額 22,800円	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関すること。	令和2年4月	無	※参考 学校教育法施行令第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 平成28年4月に学校教育法が改正され、6-3制によらない学校運営が可能となり、義務教育学校が新たに学校種として位置付けられた。小中一貫教育は法に基づいたものではないが、全国先進地の多くで取り組んでおり、幕別町でも中1ギャップを始めとした様々な課題の一助とすべく教育行政執行方針等で小中一貫教育等を推進することを公表している。	学校教育課 学校教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町いじめ防止対策推進委員会	幕別町いじめ防止対策推進委員会条例(平成26年12月19日条例第23号)		幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議及びいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	平成27年2月	有	いじめ防止対策推進法第14条③ 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 いじめ防止対策推進法第28条① 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	4名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 21,300円	1回	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究 いじめの事案に対する重大事態の事実関係の調査 		学校教育課 学校教育係
幕別町学校給食センター運営委員会	幕別町学校給食センター条例(平成9年12月19日条例第32号)		給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため。	平成10年4月	無	地方自治法第138条の4③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
	15名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 140,400円	4回	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関する報告及び意見交換。 学校給食費のあり方について(答申) 		学校給食センター業務係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町社会教育委員会	幕別町社会教育委員会に関する条例(平成5年3月29日条例第4号)		社会教育に関し教育委員長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 ①社会教育に関する諸計画を立案すること。 ②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 ③前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 ※かつて社会教育委員の兼務であった公民館法第7条の適用する公民館審議委員会が設置されていたが、必置義務がなくなり現在に至る。	昭和24年	無	社会教育法第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 平成4年5月27日社会教育文化審議会社会教育制度について(報告) -社会教育委員会及び同委員会の会議の活性化について-の中で、ほぼ全国的に設置されている状態であるから、改正をして必置にするまでもないとの報告あり。
	15名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 167,900円	3回	令和元年度社会教育事業報告、令和2年度社会教育関係予算、令和2年度社会教育関連事業計画の審議。幕別町文化賞・スポーツ賞等の選考について審議。幕別町スポーツ推進計画について審議。	生涯学習課 社会教育係	
地域生涯学習推進委員会	無			不明	無	
	7名	無 ※推進委員会に補助金として支出 支出総額 0円	0回	公民館まつりを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	生涯学習課 社会教育係	
幕別町児童生徒健全育成推進委員会	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		未来を担う青少年が心身共に健やかに成長するために、在学青少年の生活指導上、必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけを行う。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。各地区にある協議会は、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられており、故に推進委員として4地区から委員が選出されている。
	20名	無 ※委員会に交付金 支出総額 400,000円	2回	パンフレット発行(1号)、健全育成標語募集・選考・ポスター製作、善行賞募集・表彰、防犯カード製作・配布	生涯学習課 社会教育係	
生徒指導連絡協議会 (幕別小中高PTA連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密にし、指導の充実と三校間の交流を深める。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。各地区にある協議会は、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられており、故に推進委員として4地区から委員が選出されている。
	25名	無	1回(書面会議)	交通安全指導、校外指導	生涯学習課 社会教育係	

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
生徒指導連絡協議会 (札幌地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		札幌地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡・協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。各地区にある協議会は、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられており、故に推進委員として4地区から委員が選出されている。
	18名	無	4回(書面会議)	各学校間の情報交換、生活指導モニター会議、夏季休業中の巡視		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (南幕別地域生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		南幕別地区の小中学校の児童生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	昭和60年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。各地区にある協議会は、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられており、故に推進委員として4地区から委員が選出されている。
	28名	無	1回	児童生徒の健全育成、安全確保についての情報交換		生涯学習課 社会教育係
生徒指導連絡協議会 (忠類地区生活指導連絡協議会)	幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号)		忠類地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。	平成18年	無	※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。各地区にある協議会は、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられており、故に推進委員として4地区から委員が選出されている。
	18名	無	1回	登下校時の防犯パトロール、防犯ブザー配布		生涯学習課 社会教育係
幕別町文化財審議委員会	幕別町文化財保護条例(平成8年3月25日条例第11号)		文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。	平成8年	無	文化財保護法第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。
	5名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 26,500円	1回	調査事項:「忠類ナウマン象足跡化石令和2年度発掘調査概要及び来年度の展望について」講演開催		生涯学習課 社会教育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町スポーツ推進委員会 (平成23年8月24日スポーツ基本法施行により体育指導委員からスポーツ推進委員となる)	幕別町スポーツ推進委員規則 (平成23年12月22日教育委員会規則第11号)		町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、次の職務を行う。 ①スポーツの実技指導及び助言を行うこと。 ②スポーツ活動の促進とスポーツ団体の育成を図ること。 ③教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対する協力をを行うこと。 ④体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。 ⑤前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの振興に関すること。	昭和36年 (平成23年)	無	スポーツ振興法第19条① 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。 同法第19条② 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。 スポーツ基本法第32条① 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。 同法第32条② スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。)
	12名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 330,600円	5回	生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援		生涯学習課 社会体育係
						スポーツ基本法第32条① 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。 同法第32条② スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。)
	12名	委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 330,600円	5回	生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援		生涯学習課 社会体育係

附属機関の名称	設置根拠(条例等)		設置目的	設置時期	設置義務の有無	設置義務の法律等
	委員数	報酬(R1)	会議開催回数	活動内容		担当課係
幕別町図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町附属機関設置条例（令和2年3月19日条例第11号） ・幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則附則（令和2年2月28日教育委員会規則第5号） ・図書館法（昭和25年4月30日号外法律第180号第14条） 		図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関すること。	令和2年2月	無	<p>※参考 図書館法 第二章 公立図書館（図書館協議会） 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>
	10名	委員長 5,700円 委員 5,200円 総支給額 42,100円	1回	住民参画による図書館事業及び地域住民の読書活動推進に関する取組への助言、評価。		図書館 図書館係

※ 報酬、会議開催回数、活動内容は令和2年度の状況